

身体障害者等の方の軽自動車税減免制度

身体等に障害があるため身体障害者手帳等の交付を受けている方で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができます。

4月1日時点で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方が対象になります。

減免の要件

- ①身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方(障害者認定を受けた部位や等級によって減免の可否が異なります)
- ②療育手帳A1、A2の等級の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ②自動車車検証または写し(電子車検証の方は自動車検査証記録事項も必要です)
- ③運転免許証(軽自動車等の運転者)または写し
- ④マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード等)

◆障害者本人が申請する場合…マイナンバーカード等
 ◆代理人が申請する場合…障害者本人の申請に必要なものに加え、代理の方の本人確認ができる運転免許証などの顔写真付身分証明書の写し、委任状が必要です。

※令和7年度から障害者の家族が運転する家族運転の減免について新たに「日常生活」が使用目的として追加になりました。日常生活での使用を目的とし減免申請をする場合は、「誓約書」および「直近1か月の自動車運行実績」の2点が必要となります



減免の対象

軽自動車の所有者 ※1	運転者	車両使用の内容	台数等
身体障害者本人	身体障害者本人	移動のため	1台(車種は自家用のもの)
身体障害者で18歳未満の方・知的障害者の方・精神障害者の方、またはその方と生計を同一にする方 ※2	身体障害者等の方と生計を同一にする方・障害者等の方を常時介護する方 ※3	身体障害者等の方の通院・通学(通園)・通所・通勤のための送迎または日常生活のため	

※1「所有者」…原則として、所有者が身体障害者の方の名義であること(=身体障害者の方が軽自動車税(種別割)の納税義務者になっていること)

※2「生計を同一にする方」…同居の親族が条件です。別居の場合は、扶養の関係が確認される場合のみ対象

※3「常時介護する方」…障害者の方の通院等のために継続して日常的(週1日以上、もしくは月4回以上)に送迎する方

提出先 税務収納課・各支所窓口

初めて減免申請を受ける方は窓口での申請が必要です。また、前年度に減免決定を受けている方であっても、手帳・車・運転者などに変更がある場合は窓口での申請が必要です。

受付期間 4/1(火)～6/2(月) ※厳守

※普通自動車税(種別割)の減免を受ける方は、軽自動車税(種別割)の減免を申請することはできません。普通自動車税(種別割)減免制度のお問い合わせ・減免申請は中央東県税事務所(☎088-866-8510)へ

●問い合わせ/市役所 税務収納課 軽自動車税係 ☎57-8504

香南市自転車用ヘルメット購入費補助金

香南市自転車用ヘルメット購入費補助金を交付しています。自転車に乗る時はヘルメットをかぶりましょう。

■補助額

購入費の半額 (上限2,000円)

■対象

香南市に住民票のある方

■補助の要件

香南市内の店舗で購入した自転車用ヘルメットで、SGマーク・JCFマーク・CEマークなどの安全基準に関する認証等を受けているもの
 ※申請には保証書などの写し、またはシール等の確認できるものが必要

■申請に必要なもの

・購入時の領収書または品名のわかるレシートなどの原本
 ・防災対策課窓口または市ホームページにある「香南市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書」
 詳細は市ホームページをご覧ください。
 策課へお問い合わせください。

市役所防災対策課



毎年恒例の春の全国交通安全運動が実施されます。南国警察署管内でも各種交通安全行事や取締りなどを実施し、交通安全意識の向上に取り組みます。
 ドライバーも歩行者も、一人ひとりが気を付けて事故を起こさず、また事故にあわないように交通安全意識を高めて行動しましょう。

■実施期間

4月6日(日)～15日(火)

■重点目標

- ①こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と、正しい横断方法の実践
- ②歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や、シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ③自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底(南国警察署 香南警察庁舎 高齢者アドバイザー・岡崎由美 ☎55-0110)

毎月第3木曜日 通学路安全の日

新入園・新入学の季節がやってきました。高知県警では、毎月第3木曜日を「通学路安全の日」と指定し、地域住民や防犯ボランティア等が教育機関および関係機関と連携し、目で見る活動を実施しています。
 ■三もく(目)活動
 ▼子どもを見守る目
 香南市内の小・中学校等の通学路における、登下校時の児童等の見守り活動
 ▼安全点検の目 パトロールによる通学路の安全点検
 ▼変化を見る目

周辺住民との情報交換による、通学路周辺の変化の把握
 ■活動日時・内容
 毎月第3木曜日、7時30分～8時30分・15時30分～16時30分、児童の登下校時間に、通学路を重点とした見守りや児童・地域住民への声かけ、通学路の安全点検の実施。
 ※祝日の場合は翌日。8月を除く
 保護者の皆さまをはじめとした地域ぐるみの見守り活動(日々の生活習慣をしながらの見守り活動)への協力をお願いします。
 (香南地区地域安全協議会地域安全アドバイザー・長田麻紀 ☎55-0110)

市のうごき (R7.2.28現在) ()は昨年同月対比

- 人口/32,507人 (男/15,806人 女/16,701人)
 - 世帯/15,519戸
 - 出生/15人 ■死亡/58人
 - 転入/91人 ■転出/78人
 - 対前月人口比/30人減
- 2月の火災・救急出動件数
 ■火災 3件(3件増)
 ■救急 195件(48件増)

今より少々若かった頃、独り身で飼った猫4匹と暮らすマイホームを建てた。その時、友人から明るく「終わってね」と言われた。これは「女性」が一般的にたどる人生の道を踏み外してしまっただけという意味で、猫と自由気ままに暮らす私のこれからの幸あれという激励も含まれている。



あれから17年経った現在、人間の家族は増えず、6匹の猫と平和に暮らしている。一時期、犬2匹もいたこともあった。今は亡き母に「あんた、猫をようけ(たくさん)飼いでよう変わ(たか)りもんと噂されちゆうらしいぞね。」と、どこから聞いてきたのか、心配されたこともあったが、ほぼ事実なので腹も立た

猫と私の平和な暮らし

ず、仕事もして、ローンを払い、誰にも迷惑をかけていないつもりなのでその時は「それ正解!」とだけ返事しておいた。

私がネコおばさん化するのを案じてのウソだったかもしれないが、年配の人たちから見たら変わり者と映っただろう。

「ネコおばさん」を英語で「キャットレディ」と言うのだ。「キャットレディ(英語: cat lady)」は、複数の猫を飼っている中年または高齢の女性、オールドミス、未亡人として描かれる文化的類型である。一般に侮蔑的な表現として使われるが、「云々」(Wikipedia:フリー百科事典)

近年では、キャットレディという言葉は、単に猫を愛する女性を指すポジティブな意味合いで使われることも増えてきたらしい。日本において、称号に「〇〇おばさん」と付いたらポジティブな逃げ道はない。それこそ「終わった」感がする。どもならん言葉である。



ミケ子

※香南市にゆかりのある方に、「コラム」を書いてもらうコーナーです